

電動車いすが関係する交通人身事故発生状況
【令和6年中】



電動車いす利用者の交通死亡事故が発生しました。

(事故概況)

	発生日時、場所等	当事者	被害	発生状況	現場略図
1	令和6年1月15日(月) 午後2時31分頃 松山市来住町	電動車いす 利用者	死亡	電動車いす利用者が道路を通行中、何らかの原因により電動車いすを道路外に逸脱させ、5メートル下の河川に転落したもの	

電動車いす利用者の皆様へ

- 電動車いすで、ガードレールや柵のない道を通行するときは、誤って転落するおそれがあるので、危険な場所には近づかないようにしましょう。
- 電動車いす利用時は、安全な道を選び、余裕を持った運転を心がけましょう。
- 周囲の確認不足やスピードの出し過ぎは、思わぬケガにつながり、大変危険です。
- 道路横断時は、横断歩道を利用し、左右をよく確認する、手を挙げる、横断旗を活用するなどして、車両の運転者にしっかりと意思表示をするようにしましょう。

運転者の皆様へ

- 電動車いす利用者は、「歩行者」とみなされます。
- 交差点や横断歩道の近くでは、原則、安全確認を行い、歩行者や電動車いす利用者がいる場合は、必ず一時停止しましょう。
- 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯する、夜間はハイビームを活用するなど、歩行者等の早期発見と事故防止に努めましょう。